

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 添付書類一覧

【介護予防支援】

提出書類

「(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の他に、以下のとおり書類を添付してください。

介護給付費算定に係る体制等の種類	提出書類等	備考
施設等の区分	「1 地域包括支援センター」又は「居宅介護支援事業者」を介護給付費算定に係る体制等状況一覧表で選択すること	※添付書類は不要
LIFEへの登録		※添付書類は不要 ※算定にあつては厚労省通知「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令環6年3月15日)を確認すること
特別地域加算	—	本市は要件に該当しないため、算定できません。
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	—	本市は要件に該当しないため、算定できません。
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	—	本市は要件に該当しないため、算定できません。

注意事項

加算の届出をする場合は必ず「(別紙3-2)介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出してください。

加算の算定根拠となる資料は、指定権者からの求めがあつた場合に速やかに提出できるよう適切に保管してください。また、虚偽や不正があつた場合には、介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合もありますので、ご注意ください。

添付の資料に利用者の個人情報(氏名、生年月日、住所等の個人の特定につながる情報)がある場合は、その情報が分からないようにマスキング(塗りつぶし)をしてください。